

告 示

埼玉県告示第百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東川口第二FTビル

川口市東川口三丁目一番六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社りそな銀行 代表取締役 西島康二

（変更後）株式会社りそな銀行 代表取締役 中村重治

小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

サトームセン株式会社 代表取締役 佐藤博

東京都千代田区外神田一丁目十一番十一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 一宮忠男

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

ニ 届出年月日

平成二十三年一月二十四日

二 縦覧期間

平成二十三年二月四日から平成二十三年六月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年二月四日から平成二十三年六月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課